

事業所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が 確認された場合の対応について

現在、保健所における濃厚接触者の特定や行動制限は、高齢者施設など重症化リスクの高い事案に限定して実施しています。

3月13日以降、マスクの着用について個人の判断が基本となることに伴い、事業所において陽性者が確認された場合の対応について、国から変更の通知があり、以下のとおりとなります。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。

- 事業所で陽性者と接触（※1）があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありませんが、発熱などの症状がある従業員がいる場合は、出勤を控えて医療機関を受診するよう勧めてください。

※1 保健所が濃厚接触者を特定する際には、陽性者の感染可能期間（陽性者が発症した日の2日前から最後に接触した日までの間）に、「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者」を要件としています。

なお、同一世帯内で陽性者が発生した場合は、全ての同居者が濃厚接触者となります。

- 陽性者の感染可能期間に接触があった方は、陽性者と最後に接触した日から一定期間（目安として7日間）以下の対応を講じるよう事業所内に周知してください。

- 高齢者など重症化リスクの高い方との接触、高齢者施設等への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加など、感染リスクの高い行動を控えること
- 事業所内の感染対策として、マスクの着用を推奨すること

- 加えて、陽性者と接触した際に基本的な感染対策が講じられていなかった場合（例えば、飲食の際に換気が不十分な環境で、咳エチケットを行わず大声や飛沫が飛ぶような会話をしていた場合など）は、一定期間（※2）の外出の自粛を求めるなどの感染拡大防止対策を行ってください。

※2 最終接触日から5日間（2日目及び3日目の自主検査により短縮可）

